

科目名	臨床心理学関連行政論			ナンバリング	858130	授業形態	講義
対象学年	1・2	開講時期	後期	科目分類	選択	単位数	2 単位
代表教員	田中敏政	担当教員					

授業の概要	担当教員は現役の家庭裁判所調査官である。家庭裁判所調査官として少年事件や家事事件と接していると、関係機関との協力、共同が必要になってくる場面が多くある。本講義では実際の事例を題材にしながら、関係機関との連携の実情、知っておくべき連携上の知識を身に付けるとともに、事例を扱う際の「倫理」について学ぶことを目的とする。						
到達目標	1 事例を一人で抱えることなく、クライアントが必要な援助を受けられるように、関係機関とどのような連携が可能かを見極める力を養う。 2 我々が扱う事例は極めて秘密性の高い個人情報扱うケースが多いが、そうした事例を扱う際、関係機関と連携する上で身に付けておかなければならない臨床家の倫理について理解する。						
学習のアドバイス (勉強方法、履修に必要な予備知識など)	各授業で話題にする関係機関について、その機関のしくみや活動する上で根拠となる法令などについて、あらかじめ調べておくことが望ましい。						
ディプロマポリシーとの 関連	【人文学研究科 臨床心理専攻(修士課程)のディプロマポリシー】						
	○	1. 人間におけるさまざまな物事や問題を、臨床心理学の方法論を用いて探求し研究できる。					
	○	2. 臨床心理学の知識を深めるとともに、心理学全般にわたる幅広い教養を持ち、臨床的な枠組みを用いて、実践的に研究することができる。					
	○	3. 心理臨床の場面に対応しうるコミュニケーション能力を持ち、状況に応じたふさわしい自己表現ができる。					
		4. 自ら問いを立て、それに答えていく研究能力を持ち、積極的に活動できる。					
		5. 各自の研究成果を、修士学位論文にまとめ上げることができる。					

標準的な到達レベル(合格ライン)の目安	理想的な到達レベルの目安
関係機関の実情と抱えている課題、問題点について理解し、臨床家がかかる機関と連携する上での留意点や姿勢を身に付ける	臨床家が自分で解決、援助できる範囲を知り、自分の守備はにを超える場合に、どのような形で関係機関と連携して行くべきか、その際の具体的な関与の方法について理解する

成績評価観点 評価方法	知識・理解	思考・判断	関心・意欲	態度	技能・表現	その他	評価割合
定期試験(中間・期末試験)							
小テスト・授業内レポート	○	○	○				40%
宿題・授業外レポート	○	○	○				40%
授業態度・授業への参加				○			20%

課題、評価のフィードバック	講義2時限で一つのテーマを扱うこととし、1時限目でテーマについて十分理解したうえで、2時限目は討論を柱にして、各テーマについて自分なりの考えを持てるように理解を深めることで、各テーマのフィードバックとしたい。
---------------	--

	回次	テーマ	授業内容	備考
授業計画	第1回	臨床心理学の周辺領域と関係機関(1) 事例① <結城ケース>(保佐開始)	臨床心理学の関連領域にはどのような関連機関があるのか理解する。さらに、臨床家が具体的にその機関とどのような協働ができるか、協働のあり方と留意点について理解する。	
	第2回	臨床心理学の周辺領域と関係機関(2) 事例検討会と守秘義務について	関係機関と協働する際には事例を共有することとなるが、その際に臨床家が留意すべき「倫理」について理解する。	
	第3回	児童福祉機関との協働(1) 事例② <江戸崎ケース>(親権喪失)	受講生の報告に基づき、児童福祉機関、児童相談所の仕組みを知り、それを臨床で活かせるように連携の在り方を整理する。	
	第4回	児童福祉機関との協働(2) 養育放棄と思われる事例にどう向き合うか	本事例は、養育放棄なのか、抱え込みなのかよくわからないという特徴がある。どのような働きかけが有効か、事例を振り返りながら検討する。	
	第5回	社会福祉機関との協働(1) 事例③ <双葉ケース> 少年院を仮退院するにあたっての帰住先調整	生活保護や障害者年金等の給付手続きなど、地方自治体や社会福祉機関が行う制度や手続きにどのようなものがあるか知り、具体的な援助のための方法を理解する。	
	第6回	社会福祉機関との協働(2) 非行のある少年の立ち直りにどう関わって行くか	問題行動のために地元に戻れないケースに関わる際に留意すべきことを知り、臨床での実践に向けて知識を整理する。	
	第7回	医療機関との協働(1) 事例④ <三郷ケース>(銃刀法違反事件)	精神障害が疑われるケースでは、関係機関と連携する際にどのような点に留意する必要があるかを理解する。	
	第8回	医療機関との協働(2) 自殺念慮を持つ来談者とどう向き合うか	本事例では自殺を企図したものの、死にきれずに交番に出頭した少年の事件を扱っている。いわゆる自傷他害の恐れがある場合の関係機関との連携について学ぶ。	
	第9回	司法機関との協働(1) 事例⑤ <五井ケース>(犯人隠避) 友だちをかばって嘘の証言をした事例。	クライアントから犯罪と思われる行為を聞き出した時に、自分ならどういう対応をするか、警察や司法に知らせる必要があるのかどうか、具体的な事例を通して学ぶ。	
	第10回	司法機関との協働(2) 「ここだけの話」はありますか？	臨床家は時として、「ここだけの話」として、犯罪と思われる告白を受けることがある。これに対して臨床家はどのように対処するのが望ましいか理解する	
	第11回	教育機関との協働(1) 事例⑥ <綾瀬ケース>(事後強盗) 不登校⇒不良交友から非行に及んだケース	不登校のクライアントと関わる際に注意すべき点について、ケースを担当したことがある人はそのケースを思い浮かべながら理解、整理する。	
	第12回	教育機関との協働(2) 不登校を犯罪と結びつけないための知恵	不登校をいくつかの類型に分けで、どう関わって行くのが望ましいか、担当者としての視点と、協力を求める学校等の視点とに分けて整理してゆく。	
	第13回	応用問題 どのように対応しますか？(1) 面接中に会おう困難場面にどのように対応するか	面接中に経験する困難場面について検討する。ケースを担当したことがある受講生が自分自身が困ってしまった具体的な例を報告し、その対処方法について討議する。	
	第14回	応用問題 どのように対応しますか？(2) 困難場面での対応のポイントを整理する。	テキストの中にも困難場面の例が取り上げられているので、それに倣って具体的な対応策を立ててみる。これを授業で討議して理解を深めて行く	
	第15回	授業のまとめ 最終の質疑応答	講義全体を通じて、疑問点などがあれば、最終日の話題として取り上げるので、整理しておくこと。	
	試験	定期試験に替え、適宜小レポートの提出を指示する。		
授業の進め方		2コマでひとつのテーマとし、1コマ目の授業で各テーマについて担当者がまず話題提供する。話題提供を受けて、受講生は翌週までに明らかにすべき具体的な問題点を受講生自身が設定し、翌週の授業では受講生がそれぞれ問題点を出し合い討議する		
授業外学習の指示		テーマはあらかじめシラバス等で設定してあるので、受講生は各テーマについて充分に予習をしておくこと。担当者から提供された話題について授業内で疑問点や課題などを整理し、その問題点や課題を翌週までレポートにまとめてくること。 (授業外学習時間： 毎週 120 分)		

教科書	「心理臨床の道しるべ」伊藤研一 著 八千代出版 2006 2200円＋TAX ISBN978-4842913841
参考書	「犯罪心理学 非行の原因をどこに求めるのか」大淵研一 著 培風館 2006 2600円＋TAX ISBN978-4-563-05883-8 「子どもを救う家庭力 ～臨床現場からの提言～」須永和弘 編著 慶應大学出版会 2009 2400円＋TAX ISBN978-4-7664-1691-6)
参考URLなど	
その他	